

第3章 今後の取組

1. 特定健診未受診者対策

新規受診者はもちろん、継続受診者を増やすため、受診勧奨の対象を拡大するとともに、多角的な勧奨方法を工夫し、受診率の向上に取り組みます。

(1) 電話勧奨対象の拡充

① 前年度未受診者及び40歳

前年度未受診者及び新たに*特定健診の対象となる40歳の対象者に電話勧奨を行い受診率の向上を図ります。

② 断続受診者

毎年の受診を勧めるため、前年度は受診したものの前々年度の受診がない40歳～50歳代に対して、電話による健診の受診勧奨を行い、継続受診者の増加を図ります。

③ 前年度特定保健指導利用者

前年度*特定保健指導利用者に対し、継続して健康状態を確認することの必要性を啓発するとともに、電話等による受診勧奨等を行い、継続的な受診につないでいきます。

④ 受診期間延長案内

受診を検討中の対象者が、機会を失わないようにするために、受診期間延長の案内をします。

(2) 地域アプローチ

個人に対する受診勧奨だけでなく、自治会の回覧板などを活用した情報提供や地域に出向いての啓発活動など、保健衛生部門と連携して地域に対する働きかけを行い、受診率の向上を図ります。

(3) 特定健診以外の個人受診結果提供の促進

被保険者の受診状況をより正確に把握するため、人間ドックや職場の健診など、独自に受診した方に対し結果の提供を呼びかけ、受診率の向上に努めます。

2. 特定保健指導利用勧奨及び生活習慣の改善促進

一人でも多くの被保険者が生活習慣の改善に取り組めるよう、*生活習慣病に対する知識の周知や、*特定保健指導の重要性について啓発していきます。

(1) 周知方法の改善

生活習慣改善の必要性や、特定保健指導の効果を広く周知するため、わかりやすいツールや訴求力のある方法を検討し、より効果的な啓発を図ります。

(2) 電話勧奨の拡充

特定保健指導の対象者に対して、参加の契機となるよう、引き続き、電話による利用勧奨を実施します。

(3) 特定保健指導の質的向上

実施機関との連携を密にするとともに、利用者へのヒアリングや現場のモニタリングを通じ、効率的・効果的な特定保健指導の実施に努めます。

(4) 自己取組する人への支援

*特定保健指導を利用できない人でも、自身で生活習慣の改善を図り、健康管理ができるよう情報提供やアドバイス等を行い、自己取組の支援を図ります。

3. 糖尿病重症化予防

*糖尿病が悪化し、*透析療法が必要な状態になることを防ぐため、安定した自己管理ができるよう、保健師、看護師などの専門職が主治医と連携しながら服薬確認や食事のアドバイスなどの生活習慣改善を支援します。

糖尿病の重症化を予防することで、腎臓障害や視力障害など生活に大きく影響が出るような*合併症を予防していきます。

また、わかりやすい案内や手続きの改善により申込みがしやすくなるよう工夫し、参加者が増えるよう努めます。

4. 受療勧奨

*生活習慣病の治療を早期に開始することで重症化を防いだり、生活の質を保つため、健診結果が要医療域の人に対し、医療機関の受診を書簡及び電話で勧奨します。

一人でも多くの要医療者が早期治療につながるよう、対象者の抽出条件や、案内の内容や方法について検討します。

5. 薬剤併用禁忌予防啓発

薬剤の相互作用は、効果の増強または減弱、副作用などを生じさせ、時に患者に重大な影響を与える可能性があることから、医療機関や薬局と連携を図りながらお薬手帳の普及啓発に取り組み、*薬剤併用禁忌の発生件数の減少に努めます。

第4章 目標の設定

1. 目標

各事業においては、平成29年度の達成目標を設定し、実施していきます。あわせて、*P D C Aサイクルにより評価を行い、事業の改善を図ります。

事業名	指標	現状 (平成26年度)	目標 (平成29年度)
特定健診未受診者対策	受診率 (法定報告)	53.2%	60% ^{注1}
特定保健指導利用勧奨 及び生活改善促進	終了率 (法定報告)	21.8%	60% ^{注1}
糖尿病重症化予防事業	新規透析導入者 数	未測定	利用者のうち 1割未満
	参加者数	10人	25人
受療勧奨事業	受療率	3.9%	向上
薬剤併用禁忌予防啓発	組合せパターン 毎の発生件数	未測定	減少 ^{注2}

注1 *特定健診受診率及び*特定保健指導*終了率の目標値は、第2期特定健康診査・保健指導実施計画と整合性を持たせています。

注2 *薬剤併用禁忌予防啓発の目標は、前年度実績との比較とします。

第5章 計画の推進

1. データヘルス計画の評価と見直し

各事業については*PDCAサイクルによる評価・点検を実施し、進捗状況については、調布市国民健康保険運営協議会において報告します。

平成29年度には目標値の達成状況を踏まえ、実施体制や実施方法について見直し、平成30年度以降に向けた計画の改定を行います。

2. 計画の公表・周知

本計画は、市報及びホームページ等に掲載し、市民に広く周知します。

3. 個人情報の保護

各種保健事業で得られる個人情報の取り扱いについては、「調布市個人情報保護条例」、「調布市特定個人情報保護条例」、「個人情報の保護に関する法律」及びこれに基づくガイドラインを遵守します。

また、保健事業を委託する際には、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の取扱い状況を管理します。

4. その他

計画の推進に当たっては、調布市医師会・調布市歯科医師会・調布市薬剤師会をはじめとする市内外の関係機関等や地域住民のほか、保健衛生部門や介護部門などの関連部署と連携を図りながら事業を実施します。